

# 排水設備工事の手順

## ①工事の申込み

- 依頼者は指定工事店に直接工事を申し込みます。

チェック



工事のお申込み



## ②現地調査・設計・見積り

- 指定工事店が現地調査・設計・見積りをしますので、便器の種類、施工方法、費用、支払い条件等を十分打ち合わせて工事契約してください。

チェック

現地調査・設計・見積り



## ③排水設備計画の確認申請

- 指定工事店が工事の確認申請書を作成し、市に提出します。
- 申請書には、依頼者の押印が必要です。
- この申請とあわせて受益者負担金に関する「受益者届出書」を提出してください。市外にお住まいの方は「受益者届出書」と「受益者負担金納付管理人決定届」を提出してください。

チェック

排水設備計画の確認申請



## ④確認書の交付

- 市では、工事内容、工事費などが適正か審査します。
- 適正と考えられる場合は、排水設備計画確認書を交付します。
- 確認を受けた後でなければ工事に着工できません。

チェック

確認書の交付



## ⑤工事の施工

- トイレ・風呂・台所などの排水口から下水道取付管までの配管やトイレの水洗化工事を行います。
- 既設便槽や浄化槽は、便槽の清掃、消毒をしたあと底に穴を開け、土砂などで埋めます。
- 工事に必要な日数は、一般的な住宅で10日間程度です。そのうちトイレが使用できないのは3日間程度です。

チェック

工事の施工



## ⑥工事完了届の提出

- 指定工事店は、工事完了後に排水設備等工事完了届を市に提出します。
- 届け出には依頼者の押印が必要です。

チェック

工事完了届の提出

